

農地法第4・第5条許可申請添付書類一覧表

- ◎ 許可申請の受付締切日 毎月末日（ただし、末日が土日祝日及び閉庁日の場合は、その前日の閉庁日）※手直し等を考慮して早めの申請をお願いします
- ◎ 提出部数 2部（添付書類を含む）うち1部は写しで可

【瀬戸内町農業委員会】

第4・第5条	必要書類名	備 考
○	許可申請書	正本1部、写し1部 ※ 別途様式あり
○	土地登記簿謄本	全部事項証明書
○	住民票	第4条の場合 → 申請人 第5条の場合 → 譲受人（借人）・譲渡人（貸人）
○	位置図	5万分の1又は10万分の1の地形図で、町役場及び許可申請地を表示する
○	案内図	住宅地図の写しに許可申請地を表示
○	公図（字図）	許可申請地に隣接している土地の地目を記入（字図と現況が異なるときは現況図を添付）※法務局の認証があるもの
○	配置図	転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置（具体的に表示）及び施設物間の距離を表示する図面 ※一般住宅の場合は、汚水・雨水の経路を青線で明記
○	建築物平面図	建物又は施設等を建築しようとするとき添付
○	仮換地指定通知	土地区画整理事業施工中の農地では、仮換地指定通知及びそれに添付されている換地後の図面の写し
○	断面図	山林転用しようとするとき添付
○	資金証明書類	事業費が不要な場合を除き、全ての預貯金残高証明書や金融機関からの融資（予定）証明書等の書類を添付
○	事業計画書	※ 別途様式あり
○	被害防除計画書	※ 別途様式あり
○	被害防除に関する誓約書	※ 別途様式あり
○	申出書	※ 別途様式あり
○	委任状	許可申請書類を申請人以外が作成、提出する場合 ※ 別途様式あり

※ 法人の場合の添付書類

- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 定款又は寄附行為の写し

※ 一筆の土地の一部を転用する場合は、あらかじめ分筆しておくことが望ましいが、やむを得ない場合には「〇〇㎡のうち〇〇㎡」と記載し、申請に係る土地の確定に必要な実測図（地積測量図）を添付してください。

※ 土地登記簿や公図などの証明書類は許可申請日直前に取得したものを添付してください。

※ 上記一覧表以外の書類が必要な場合は、別途連絡します。

- ◎ 現地調査の際の立会いは原則として申請人本人とし、やむを得ないときは詳しく事情を説明できる人（要：委任状）が立会ってください。

- ◎ 申請受付から許可書交付まで、2か月前後の期間を要します。

（流れ）申請人が許可申請 → 農業委員会が受付・現地調査・意見書を添付して県へ進達 → 県が審査・許可決定・農業委員会へ許可書を送付 → 農業委員会が申請人へ許可書を交付